

## 甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和6年11月28日(木) 午後2時00分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員(19名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

|            |            |             |            |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 森澤 良直  | 2 番 落合 洋子  | 3 番 土屋 三千雄  | 4 番 宮川 俊一  |
| 5 番 興水 辰次  | 6 番 芦沢 喜嗣  | 7 番 小松 芳彦   | 8 番 越石 和昭  |
| 9 番 亀井 智   | 10 番 關野 登  | 11 番 佐々木 茂隆 | 12 番 西名 武洋 |
| 13 番 渡邊 元二 | 14 番 野澤 洋子 | 15 番 長田 正実  | 16 番 菊島 建  |

4. 欠席委員

なし

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二

農地係 係 長 長澤 和利

係 長 中村 勝

振興係 係 長 窪田 光洋

主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年12月告示分農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

### 報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第5号 農地法第5条第1項の規定による届出について(許可不要)

報告第6号 農用地利用集積契約の解約について

決 議 案 地域計画の策定・実現に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数 19 名全員のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よりお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会 11 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めてまいります。

最初に、11 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は「15 番の長田 正実 委員」と「16 番の菊島 建 委員」のお 2 人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは「議案第 1 号」農地法第 3 条による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村でございます。よろしくお願いいたします。

農地法第 3 条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買などにより、所有権を移転するものでございます。今月は、4 件ございます。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の○面、○面、○面は○○、○面は○○及び○○となっております。譲受け人は、現在、○○に○○しておりますが、これまで申請地を借りて、○○と○○を栽培しておりました。今回、申請地を取得し、引き続き、営農していきたいとのことでございます。申請地では、今までと同様に、○○と○○を栽培していく計画でございます。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の○面、○面は○○、○面は○○、○面は○○及び○○となっております。譲受け人は現在、○○で約○○、○○を栽培しておりますが、○○と、○○の約○割が、○及び○が○○する、○○と○○をつなぐ、○○の○○となり、○○を○○することから、その○○として、申請地の○○と、申請地の○側の既存の○○を取得したい、とのことであります。この取得する○○と○○は、申請人の○○の方にあたり、○○は現在、○○となっている状況でございます。申請地の○○につきましては、○○を○○を○○し、あと○○を○○を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 3 番、地図は 3 ページの 3 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は現在、〇〇で約〇〇、〇〇栽培を行っており、〇〇を〇〇していたところ、申請地の〇〇が、〇〇で、〇〇であり、農地の〇〇を〇〇ことから、申請地を取得し、営農したいとのことであります。譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡であります、取得後は〇〇㎡となり、申請地では、〇〇を〇〇として利用し、あと〇〇を〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は4ページの3条 NO. 4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面、〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇となっております。譲受け人は、譲渡し人の〇〇にあたります。譲受け人は、申請地の〇〇に住んでおり、今回、申請地を〇〇である譲渡し人から〇〇により取得し、営農したいとのことであります。譲受け人は、今まで〇〇のもとで農作業しており、農業技術も習得されております。申請地では、〇〇と〇〇を栽培し、〇〇に〇〇する計画でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

#### ○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月は、所有権移転が1件でございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 5 ページの 5 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。貸し人と、借り人は、〇〇であり、借り人は〇〇にあたります。〇〇は現在、〇〇に住んでおり、〇〇に伴い、現在の〇〇が〇〇となったため、〇〇の、〇〇が〇〇する申請地を使用貸借して、〇〇を〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。なお、汚水処理につきましては〇〇により処理する予定であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 2 号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第 2 号については決定いたします。

なお、今回の案件については、1,000㎡未満ですので、山梨県農業会議に諮問する案件はありません。したがって、本農業委員会において許可書の交付をして参ります。

続きまして、報告事項、「報告第 1 号」から「報告第 5 号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 3 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。2 件ございました。

議案書 4 ページから 15 ページまでは、10 月 9 日から 11 月 8 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法 4 条及び 5 条の届出、また許可不要の農地転用届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第3号「令和6年12月告示分農用地利用集積計画について」、及び報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興系の窪田です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第3号の説明をします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定11件、再設定42件、計53件の申し出がありました。なお、農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

では16ページをご覧ください。こちらの表は、新規設定となります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出がありまして、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は113,443㎡、達成率は96%になります。

続きまして17ページの表になりますが、再設定になります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は215,738㎡、達成率は55%となります。

18ページの1番から23ページ11番までは新規設定です。23ページ12番から24ページ13番は、再設定となります。24ページ14番から46ページ53番までは、再設定の更新となります。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件はありません。なお、貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりとなります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告になります。議案書の47ページから48ページをご覧ください。今月については3件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりとなっています。解約の届けが提出されましたので報告をさせていただきます。説明については以上になります。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりました。こちらでも事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号「令和6年12月告示分農用地利用集積計画」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第3号につきましては、決定して参ります。

なお、「報告第6号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

#### ○事務局（長澤係長）

それでは、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、ご説明申し上げます。議案書につきましては49ページ、地図は6ページ、議案第4号「相続税の納税猶予申請地」をご覧ください。

申請農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりでございます。〇〇であった〇〇より、令和〇年〇月〇日に、今回、申請人である相続人が、議案書記載の農地を相続により、取得をいたしました。

相続した農地につきましては、生涯にわたり耕作をしていくということから、去る〇月〇日に租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が、甲府市農業委員会会長あてに提出されたところでございます。このため、〇月〇日に地元農業委員の〇〇委員立会いの下、申請人とともに、現地立会と耕作状況の確認を行いました。納税猶予を受けようとする「特例適用農地等」の〇面は、〇〇及び〇〇、〇面は、〇〇、〇面は、〇〇、〇面は、〇〇及び〇〇となっており、当該農地の耕作については、〇〇で営農しており、〇では、〇〇の栽培と〇〇で〇〇栽培を行っております。また、申請人は、年間約〇〇日間、農業に従事している、とのことであり、今後も農業を継続して行っていくとのことでもあります。

以上のことから、申請人については、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりました。こちらでも事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第4号につきましては決定し、適格者証明書の交付をして参ります。

最後に、決議であります。議案書50ページ、「地域計画の策定・実現に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書」につきまして、事務局より説明して下さい。

#### ○事務局（長澤係長）

それでは、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、50ページ、また1枚紙の「令和6年度地域計画の策定・実現に向けた農地等の利用調整活動推進要領」を併せてご覧いただきたいと存じます。こちらは、去る11月14日に行われました、令和6年度山梨県農業委員・農地利用最適化推進委員農政推進大会が「かいてらす」で行われましたが、人数制限や農地調査もあったことから、農業委員並びに農地利用最適化推進委員さん、併せて20名が参加されました。この推進大会の議案で決議されました活動推進に係る、本決議案について、全県下で意思統一を図るということから、甲府市農業委員会においても決議を行うというものでございます。決議案につきましては、朗読を持ちまして説明とさせていただきます。

「地域計画の策定・実現に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書」

平成28年4月に施行された改正農業委員会法により農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須活動となり、施行5年後の見直しを経て、令和4年2月に農林水産省が発出した「ガイドライン通知」では、農業委員・農地利用最適化推進委員による農家、農業法人及び新規参入希望者等の意向を踏まえた農地等の利用調整活動のより具体的な目標の樹立と目標に沿った活動の公表が求められている。更に、昨年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」においては、市町村は「地域計画」の策定・実行に向けて取り組むことが法定化され、農業委員会活動では、農地の出し手・受け手の意向や遊休農地・所有者不明農地の把握と情報提供、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話し合いへの参加など委員等の役割として明確化されている。

そこで、本農業委員会では別紙の「令和6年度地域計画の策定・実現に向けた農地等の利用調整活動推進要領」に基づき、引き続き、地域における農地等の利用調整活動を

強力に推進することを決議する。 令和6年11月28日 甲府市農業委員会  
以上でございます。

○（柿嶋会長）

事務局より説明が終わりました。それでは採決をいたします。

本決議案について、同意される方は挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、本決議案につきましては、可決し、甲府市農業委員会といたしましても、積極的に推進していくことを決議いたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたので、以上をもちまして、11月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会